

2019年9月

お客様各位

株式会社町田予防衛生研究所

消費税法改正に伴う対応のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでにご承知のとおり、消費税法の改正により、2019年10月1日より、消費税の税率が現行の8%から10%へ引き上げられることとなっております。

これに伴い、弊社からお客様へのご請求につきましても、下記の通り対応させていただきます。

内容をご確認いただき、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

基本方針として、検体受付日を基準として、2019年10月1日以降の検体受付分より、消費税率10%を適用し、ご請求させていただきます。 ※食品の保存検査を除く
なお、ご請求の時期により、8%適用の検体分と10%適用の検体分が混在する場合がございます。何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます

9月30日までの検体受付分：8%適用

10月1日以降の検体受付分：10%適用

※食品の保存検査について

検査結果が10月1日以降に確定するものにつきましては、
検体の受付日に関わらず、消費税率10%を適用させていただきます。

以上